

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岡山県
3. 市区町村名	玉野市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	65-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.tamano.lg.jp/docs/2017033100032/

執行機関名 玉野市長

ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	玉野市ひとり親家庭等医療費給付条例(昭和52年玉野市条例第30号)によるひとり親家庭等の医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		玉野市行政手続における個人番号の利用に関する条例 別表第1 第3の項 玉野市ひとり親家庭等医療費給付条例(昭和52年玉野市条例第30号)によるひとり親家庭等の医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法第1条	玉野市ひとり親家庭等医療費給付条例(昭和52年玉野市条例第30号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭等の健康管理の向上に寄与するため、医療保険各法に基づき医療を受けた場合に、自己負担をしなければならない費用の一部を公費で負担する措置を講じ、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		玉野市ひとり親家庭等医療費給付条例(昭和52年玉野市条例第30号) 玉野市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則(昭和52年玉野市規則第25号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	玉野市ひとり親家庭等医療費給付条例第5条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号(同法第31の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	玉野市ひとり親家庭等医療費給付条例による受給資格証の交付申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	玉野市ひとり親家庭等医療費給付条例第4条第1項, 玉野市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則第2条, 第3条及び同規則別表第1
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請に係る世帯主等及び被保険者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
事務2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	玉野市ひとり親家庭等医療費給付条例第6条第3項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号(同法第31の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	玉野市ひとり親家庭等医療費給付条例第6条第3項の規定による受給資格証の更新申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	玉野市ひとり親家庭等医療費給付条例第4条第1項, 玉野市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則第2条, 第3条及び同規則別表第1
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請に係る世帯主等及び被保険者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	玉野市ひとり親家庭等医療費給付条例第12条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号(同法第31の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	玉野市ひとり親家庭等医療費給付条例第12条の規定による申請内容の変更又は受給資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	玉野市ひとり親家庭等医療費給付条例第4条第1項, 玉野市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則第2条, 第3条及び同規則別表第1
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請に係る世帯主等及び被保険者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	玉野市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則第2条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号(同法第31の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	玉野市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則第2条の負担上限月額に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	玉野市ひとり親家庭等医療費給付条例第4条第1項, 玉野市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則第2条, 第3条及び同規則別表第1
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請に係る世帯主等及び被保険者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

事務5	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	玉野市ひとり親家庭等医療費条例施行規則第5条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号(同法第31の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	玉野市ひとり親家庭等医療費条例施行規則第5条に規定する一部負担金の減免の手続き等に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	玉野市ひとり親家庭等医療費給付条例第4条第1項, 玉野市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則第2条, 第3条及び同規則別表第1
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請に係る世帯主等及び被保険者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

備考	
----	--